

旧東京北部小包集中局跡地活用に係る民間提案公募 質問(第2回)の回答 令和6年8月8日

No.	資料名	頁	行	項目	質問内容	回答
1	募集要項	9	2	7	公共機能の配置に関し、敷地の区分けの考え方について本質問へのご回答と共に、追加資料として図示していただくことは可能でしょうか？	「土地に現存する建物や付帯設備等を解体撤去した後、土地を一括で活用（解体新築案）」の場合における公共機能の配置に関する敷地設定の考え方については、提案書提出条件とあわせて公表する予定です。
2	募集要項	9	5	7	募集条件に関する追加資料及び公共機能に関する要求水準書は追加資料としていつ頃公開されますか？	提案書提出条件公表前に公開できる資料に関しては、随時追加資料として公表します。 公共施設に関する要求水準書は示さない予定です。募集要項及び今後公表する提案書提出条件を踏まえ、ご提案ください。
3	募集要項	7	17	5(2)ウ	観光バス駐車場について、立体的利用の提案も可能でしょうか？	可能です。
4	募集要項	3	4	表1	事前協議が2週間程日程がずれていますが、提案書提出条件の公表・提案書の受付時期も同様にずれる理解で良いですか？	提案書提出条件の公表及び提案書の提出時期は、現時点で当初定めた日程から変更する予定はありません。 日程を変更する場合は、速やかに区ホームページにて公表します。
5					公設民営の提案は可能か。	公設民営とは、区が費用負担（資金調達）して施設を整備し、運営維持管理を民間が行うものと理解しております。 したがって、募集要項に記載した公共施設（清掃車庫等）を除き、区が費用負担し施設の整備を行う提案は不可とします。